

青森県での教育旅行をご検討中の学校・旅行会社のご担当者様へ

「北海道・北東北の縄文遺跡群」 活用教育団体旅行助成金

令和4年度に青森県内のバス会社を利用し、青森県内の縄文遺跡等を周遊する教育旅行に要する経費の一部について、青森県が支援いたします。

助成対象

助成条件を満たす教育旅行を取り扱う旅行会社

助成金額

1台 **50,000円**(1校上限5台分250,000円)

対象期間

令和4年**7月14日**から令和5年**3月14日**までを出発日として催行する教育旅行であること。

申請受付

令和4年**7月11日**から、下記事務局において申請を受け付けます。

助成条件

- 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校が実施する教育旅行であること
- 「北海道・北東北の縄文遺跡群」のうち、青森県に所在する遺跡及びその他の観光施設等を周遊する旅行行程であること。
- 青森県に本社を置くバス会社又は青森県内で乗合バスを運行するバス会社の貸切バスを利用すること
- 日本旅行業協会及び全国旅行業協会が公表している「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」及び貸切バス旅行連絡会が公表している「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」に基づき、適切に実施される旅行であること。

留意事項

教育旅行の実施時期に、学校が所在する都道府県に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」が発令された場合は、助成の対象外とさせていただきますので、あらかじめご了承ください

事務局(お問合せ先)

あomorい旅行誘客推進業務共同提案体

〒030-0803 青森県青森市安方1-1-40 青森県観光物産館アスパム4階

TEL:090-9687-9482、080-4445-1058

FAX:017-711-8946

<https://www.aomorikankobus.com/shugaku-ryokou.html>

E-mail :aomori_busjigyo@bsec.jp

受付時間:月～金曜日9:30～17:30

休業:土日祝、年末年始(12/29～1/3)

令和4年度「北海道・北東北の縄文遺跡群」活用教育団体旅行促進業務実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、新型コロナウイルス感染症の影響により、減少した県内の観光需要を回復させるため、安定した集客を見込むことができる教育団体旅行の誘致を促進することとし、青森県において、貸切バス（道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定による一般貸切旅客自動車運送事業に使用されるバスのことをいう。以下同様。）を利用し、県内にある「北海道・北東北の縄文遺跡群」を起点にその他の観光施設を周遊する教育バス旅行に対して助成することとし、実施に必要な事項について定めるものである。

(助成内容)

第2 あおもり旅行誘客推進業務共同提案体（以下「事務局」という。）は、旅行会社が感染予防対策を徹底し、青森県において貸切バス利用による教育旅行を催行した場合に、予算の範囲内で助成金を交付する。

(対象条件)

第3 対象となる旅行は、以下の内容をすべて満たす旅行とする。

(1) 対象者

旅行業法（昭和27年法律第239号）及び同法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）の規定による第一種旅行業、第二種旅行業又は第三種旅行業の登録を受けている旅行会社であること。

(2) 対象期間

令和4年7月14日から令和5年3月14日までを出発日として催行する教育旅行であること。

(3) 対象内容

- ① 学校が実施する教育旅行であること。この場合の学校とは、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校のことをいう。
- ② 「北海道・北東北の縄文遺跡群」のうち、青森県に所在する遺跡及びその他の観光施設等を周遊する旅行行程であること。
- ③ 青森県に本社を置くバス会社又は青森県内において乗合バス（道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定による一般乗合旅客自動車運送事業に使用されるバスのことを言う。）を運行するバス会社の貸切バスを利用して催行する教育旅行であること。
- ④ 教育旅行の出発日の前日において、学校が所在する都道府県に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」が発令されていないこと。
- ⑤ 日本旅行業協会及び全国旅行業協会が公表している「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」及び貸切バス旅行連絡会が公表している「貸切バ

スにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」に基づき、適切に実施される旅行であること。

(4) 対象外旅行について

- ① 宗教活動、政治活動を目的とした旅行
- ② 青森県が実施するその他の支援制度を利用した旅行

(助成額及び対象経費)

第4 バス1台あたりの助成額は50,000円とし、学校1校あたり5台を上限とする。

(助成金の申請)

第5 助成金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、催行する教育旅行ごとに、別紙1「北海道・北東北の縄文遺跡群」活用教育団体旅行助成金交付申請書を、最初の旅行催行日の10日前までに、事務局あて提出すること。

(交付決定)

第6 事務局は、助成金交付申請書の提出があったときは、内容を審査し、予算の範囲内において交付の可否を決定の上、別紙2「北海道・北東北の縄文遺跡群」活用教育団体旅行助成金交付決定通知書により申請者あて通知する。

(変更・取消申請)

第7 申請者は、助成事業の内容を変更又は取消す場合は、別紙3「北海道・北東北の縄文遺跡群」活用教育団体旅行助成金変更（取消）承認申請書を事務局に提出してその承認を受けること。

(実績報告)

第8 申請者は、旅行の最終催行日から30日後又は令和5年3月22日のいずれか早い期日までに、以下に掲げる書類を事務局あて提出すること。

	提出書類	備考
①	「北海道・北東北の縄文遺跡群」活用教育団体旅行助成金実績報告書（別紙4）	
②	貸切バスを利用したことが確認できる書類（バス費用請求書（写）等）	利用日、利用台数及び乗車人数が確認できること。
③	旅行行程表	
④	新型コロナウイルス感染防止対策チェックリスト（別紙5）	
⑤	「北海道・北東北の縄文遺跡群」活用教育団体旅行助成金請求書（別紙6）	

(助成金の額の確定・支払)

第9 事務局は、実績報告の内容を審査し、適当と認められる場合は、交付すべき助成金の額を確定の上、別紙7「北海道・北東北の縄文遺跡群」活用教育団体旅行助成金交付金額確定通知書により申請者あて通知するとともに、速やかに請求書に記載の銀行口座に助成金を入金することとする。この場合、振込手数料については、事務局が別に負担する。

(助成金の経理等)

第10 申請者は、助成金に係る関係書類及び帳簿等を整理し、これらの書類等を交付年度終了後5年間保存すること。

(交付決定の取消)

第11 事務局は、助成金の交付決定後に、申請者による申請内容等に虚偽が認められ不正に助成金の交付を受けたことが判明した場合は、当該助成金の交付決定額の全部又は一部を取り消すものとし、既に助成金が支払われている場合は、助成金の交付を受けた申請者は、取り消しに係る助成金を速やかに返還すること。

2 事務局は、助成金の交付決定後に、本県に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」が発令され、旅行期間の一部又は全部が「緊急事態宣言」等の発令期間に含まれる場合は、交付決定を取り消す。

また、「まん延防止等重点措置」が県内の一部の市町村を対象とする場合で、旅行の訪問先に含まれない場合においても、取り消す。

(事業の終了)

第12 助成金の交付決定額が予算額に達した場合は、その時点でこの事業を終了する。ただし、交付の決定を受けた申請者が、申請内容の変更又は中止をした場合はこの限りではない。

(その他)

第13 この要領に定めのない事項については、事務局が別に定めることとする。

附則

この要領は、令和4年6月30日から施行する。

なお、令和4年7月14日から同月21日までの旅行分については、第5中「最初の旅行催行日の10日前までに」を適用せず、旅行催行日の2日前まで申請を受け付けることとする。

(別紙1)

令和 年 月 日

あおもり旅行誘客推進業務共同提案体
代表幹事会社株式会社JTB青森支店
支店長 須藤 直 殿

住 所 ○○○○○○○○
社 名 株式会社○○○○ ○○支社
代表者役職・氏名

「北海道・北東北の縄文遺跡群」活用教育団体旅行助成金交付申請書

「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」及び「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」に基づき、適切に団体旅行を催行するので、令和4年度「北海道・北東北の縄文遺跡群」活用教育団体旅行促進業務実施要領令の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 旅行内容等

助成金申請額	貸切バス台数 台 円 ※上限1校250,000円(5台分)
教育旅行を行う 学校の名称	
催行期間	
訪問する縄文遺跡	
訪問する観光施設等	
利用予定バス ①バス事業者名 ②バス種別 ③バス台数	
主な感染防止対策	

※「1 旅行内容等」については、申請者が別様式により作成しても構わないこととする。

2 担当者連絡先

会社名・部署名	
役職・氏名	
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	

3 その他

青森県内で教育旅行を行うこととした理由	
他助成金の利用予定	

4 添付書類

- ① バス経費の見積書の写し
- ② 旅行行程表

(別紙2)

令和 年 月 日

(申 請 者) 殿

あおもり旅行誘客推進業務共同提案体
代表幹事会社株式会社JTB青森支店
支店長 須藤 直

「北海道・北東北の縄文遺跡群」活用教育団体旅行助成金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった「北海道・北東北の縄文遺跡群」活用教育団体旅行助成金について、令和4年度「北海道・北東北の縄文遺跡群」活用教育団体旅行促進業務実施要領（以下、「要領」という。）の規定に基づき、下記のとおり交付決定したため通知します。

記

- 1 助成金の交付対象となる教育旅行の内容は、令和 年 月 日付け「北海道・北東北の縄文遺跡群」活用教育団体旅行助成金交付申請書のとおりとする。
- 2 助成金の額は、金 _____ 円とし、精算払とする。
- 3 助成申請額が変更となる場合は、同要領の規定に基づき、速やかに事務局あて報告すること。

(別紙3)

令和 年 月 日

あおもり旅行誘客推進業務共同提案体
代表幹事会社株式会社 J T B 青森支店
支店長 須藤 直 殿

住 所 ○○○○○○○○
社 名 株式会社○○○○ ○○支社
代表者役職・氏名

「北海道・北東北の縄文遺跡群」活用教育団体旅行助成金変更（取消）承認申請書

令和 年 月 日付けで交付決定通知があった「北海道・北東北の縄文遺跡群」活用教育団体旅行助成金について、下記のとおり申請内容の変更（取消）をしたいので、令和4年度「北海道・北東北の縄文遺跡群」活用教育団体旅行促進業務実施要領の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 変更（取消）の理由

2 変更の内容

3 添付書類（変更の場合）

(1) 旅行行程表（様式任意）

(2) バス費用の見積書の写し（バス会社又は旅行会社が発行したもの）

(別紙4)

令和 年 月 日

あおもり旅行誘客推進業務共同提案体
代表幹事会社株式会社 J T B 青森支店
支店長 須藤 直 殿

住 所 ○○○○○○○○
社 名 株式会社○○○○ ○○支社
代表者役職・氏名

「北海道・北東北の縄文遺跡群」活用教育団体旅行助成金実績報告書

令和 年 月 日付けで交付決定通知があった「北海道・北東北の縄文遺跡群」活用教育団体旅行助成金の対象旅行の催行が終了したので、令和4年度「北海道・北東北の縄文遺跡群」活用教育団体旅行促進業務実施要領の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 業務実績

助成金申請額	貸切バス台数 台 円 ※上限1校250,000円(5台分)
教育旅行を行う 学校の名称	
催行期間	
訪問した縄文遺跡	
訪問した観光施設等	
利用予定バス ①バス事業者名 ②バス種別 ③バス台数	
主な感染防止対策	

2 添付書類

- ① 貸切バスを利用したことが確認できる書類（バス費用請求書（写）など）
- ② 旅行行程表
- ③ 新型コロナウイルス感染防止対策チェックリスト（別紙5）
- ④ 「北海道・北東北の縄文遺跡群」活用教育団体旅行助成金請求書（別紙6）

記入日：令和 年 月 日

新型コロナウイルス感染防止対策チェックリスト

社名：_____

- 旅行前の参加者とスタッフの健康観察を現地スタッフと本部スタッフとでダブルチェックする体制をとる。
- 参加者とスタッフの旅行中の健康観察を実施し、記録を残す。
- 利用者のマスク着用を義務付ける。
- 密な状況をできるだけ避ける工夫をする。

(具体的に記載)

- 参加者が利用した座席を把握し、記録を一定期間保管する。
- 参加者がバスを乗る前、降りる前（トイレ休憩、観光等の乗車・下車も含む）には手指衛生を保つよう周知徹底する（擦式アルコール性手指衛生剤での消毒等）。
- 休憩時間には、バスのエアコンを入れたままにし、参加者には定期的に窓を開けるよう促し、スタッフが換気状態を確認する。
- 休憩時間には、バスの手すりなどの高頻度接触面をアルコール又は次亜塩素酸ナトリウム（次亜塩素酸水とは異なる）で消毒する。
- 参加者には、バス車内で軽食を含む食事はせず、飲水も最小限にしてもらうよう周知する。
- 航空機を利用する旅行では、参加者が航空機で利用した座席を把握し、記録を一定期間保管する

(別紙6)

令和 年 月 日

あおもり旅行誘客推進業務共同提案体
代表幹事会社株式会社JTB青森支店
支店長 須藤 直 殿

住 所 ○○○○○○○○
社 名 株式会社○○○○ ○○支社
代表者役職・氏名

「北海道・北東北の縄文遺跡群」活用教育団体旅行助成金請求書

令和 年 月 日付けで交付決定通知があった「北海道・北東北の縄文遺跡群」活用教育団体旅行助成金について、令和4年度「北海道・北東北の縄文遺跡群」活用教育団体旅行促進業務実施要領の規定に基づき、下記のとおり助成金を請求します。

記

請求金額 金 _____ 円

【振込先】

銀行・支店名	
預金種別	
口座番号	
口座名義	(フリガナ)

(別紙7)

令和 年 月 日

(申請者) 殿

あおり旅行誘客推進業務共同提案体
代表幹事会社株式会社JTB青森支店
支店長 須藤 直

「北海道・北東北の縄文遺跡群」活用教育団体旅行助成金交付金額確定通知書

令和 年 月 日付けで交付決定通知を行った「北海道・北東北の縄文遺跡群」活用教育団体旅行促進助成金について、令和4年度「北海道・北東北の縄文遺跡群」活用教育団体旅行促進業務実施要領の規定に基づき、下記のとおり交付金額を確定したため通知します。

記

確定金額 金 _____ 円